

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等
及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて

蔵関第 1095 号
昭和 40 年 10 月 1 日
改正 蔵関第 235 号
平成 12 年 3 月 31 日
改正 蔵関第 791 号
平成 12 年 9 月 28 日
改正 蔵関第 1027 号
平成 15 年 9 月 30 日
改正 蔵関第 719 号
平成 19 年 5 月 31 日
改正 蔵関第 1027 号
平成 19 年 9 月 20 日
改正 蔵関第 1360 号
平成 27 年 12 月 21 日

標記のことについて、別添のとおり農林水産省政策統括官から通知があったので、平成 28 年 1 月 1 日からこれにより実施されたい。

〔 27 政統第 260 号 〕
〔 平成 27 年 12 月 21 日 〕

別 添

財務省関税局長 殿

農林水産省政策統括官

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等
及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和 40 年法律第 109 号）に規定する独立行政法人農畜産業振興機構の承諾に係る買入れ承諾書について、これまで指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入申告時に原本を提出することとしていたところ、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進する観点から、写しを提出するよう「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて（平成 19 年 9 月 20 日付け 19 生産第 3871 号）」の一部を改正し、下記のとおり取り扱うこととしましたので、手続の変更につき周知方よろしくお願いいたします。

記

(証明を必要とする指定糖)

- 1 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)(以下「法」という。)法第5条第3項の規定により、関税法(昭和29年法律第61号)第70条第1項の規定に基づく証明を必要とする糖は、輸入される粗糖、高糖度原料糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖及び特殊糖(分蜜をした砂糖で、粗糖、高糖度原料糖、精製糖、氷砂糖及び角砂糖以外のものをいう。)並びにこれらの砂糖とぶどう糖その他の砂糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したものの以外のも(以下「指定糖」という。)で、当該指定糖の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が、砂糖調整基準価格に満たないものに限られる。

ただし、次の各号の一に該当する指定糖については、関税法第70条第1項の規定に基づく証明は必要としない。

- (1) 関税定率法(明治43年法律第54号)第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除されるもの(関税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべき粗糖を含む。下記(2)において同じ。)
- (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第112号。以下「地位協定特例法」という。)第6条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和29年法律第149号。以下「国連軍協定特例法」という。)第4条において準用する場合を含む。)の規定によりその関税が免除されるもの

(証明を必要とする異性化糖等)

- 2 法第11条第12項において準用する第5条第3項の規定により、関税法第70条第1項の規定に基づく証明を必要とする糖は、異性化糖(法第2条第4項に規定する異性化糖をいう。以下同じ。)及び混合異性化糖(異性化糖と砂糖その他の異性化糖以外の糖とを混合した糖のうち、香味料を加えたもの及び着色したものの以外のもをいう。)(以下「異性化糖等」という。)で、当該異性化糖等の輸入申告の時について適用される異性化糖の平均供給価格が異性化糖調整基準価格に満たないものに限られる。ただし、次の各号の一に該当する異性化糖等については、関税法第70条第1項の規定に基づく証明は必要としない。

- (1) 関税定率法第14条、第15条第1項、第16条第1項又は第19条の2第1項の規定によりその関税が免除されるもの
- (2) 地位協定特例法第6条(国連軍協定特例法第4条において準用する場合を含む。)の規定によりその関税が免除されるもの
- (3) 当該異性化糖等の輸入申告の時について適用される粗糖の平均輸入価格が砂糖調整基準価格に満たないものであり、かつ、当該輸入申告の時について適用される異性化糖の平均供給価格が当該輸入申告の時について適用される異性化糖標準価格を超えるもの

(証明を必要とする指定でん粉等)

- 3 法第 27 条第 2 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により、関税法第 70 条第 1 項の規定に基づく証明を必要とするでん粉又はでん粉原料用輸入農産物（以下「指定でん粉等」という。）は、以下のものに限られる。
- (1) でん粉については、でん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 5 第 2 項において準用する関税定率法第 9 条の 2 第 1 項の割当てを受けて輸入されるでん粉で、輸入申告の時に適用されるでん粉の平均輸入価格が、でん粉調整基準価格に満たないもの
 - (2) でん粉原料用輸入農産物については、コーンスターチの製造に使用するものとして関税暫定措置法第 8 条の 5 第 2 項において準用する関税定率法第 9 条の 2 第 1 項の割当てを受けて輸入されるともろこしで、輸入申告の時に適用されるでん粉の平均輸入価格が、でん粉調整基準価格に満たないもの
(平均輸入価格等の税関への連絡)
- 4 粗糖の平均輸入価格、砂糖調整基準価格、異性化糖の平均供給価格、異性化糖調整基準価格及び異性化糖標準価格、でん粉の平均輸入価格及びでん粉調整基準価格（以下「粗糖の平均輸入価格等」という。）並びにこれらの適用期間については、それぞれの価格の決定の都度、直ちに独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から直接税関（本関）に連絡されることとする。
(指定糖等に関する証明)
- 5 前記 1、前記 2 及び前記 3 に係る指定糖、異性化糖等又は指定でん粉等（以下「指定糖等」という。）に関する証明は、次によるものとする。
- (1) 機構に売り渡された指定糖等の輸入申告に際しては、機構本部が発給する法第 5 条第 3 項（法第 11 条第 12 項及び第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する機構の承諾に係る買入れ承諾書（指定糖については別紙様式 1、異性化糖等については別紙様式 2、指定でん粉等については別紙様式 3。以下「買入れ承諾書」という。）（写し）を税関に提出させること。ただし、税関において、買入れ承諾書の原本により、確認を行う必要があると判断された場合には、原本を提示させること。
 - (2) 指定糖等に係る買入れ承諾書は、当該買入れ承諾書に記載されている粗糖の平均輸入価格等の適用期間内に輸入申告が行われる場合に限り有効であるので留意すること。
(輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合の取扱い)
- 6 輸入検査の結果、輸入申告の数量が買入れ承諾書の数量を超えると認められる場合には、買入れ承諾書（原本）の補正を受けさせた上、輸入を許可することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。
- (1) 輸入許可を保留し、別紙様式 4 の連絡票に税関に提出された買入れ承諾書（写し）を添付して、機構本部宛て適宜の方法により送付すること。
 - (2) 輸入申告者から買入れ承諾書（写し）の再提出があった場合は、機構本部の買入れ承諾数量の補正を確認の上輸入を許可すること。
(関税の払戻し又は徴収が行われた場合の機構への通知)
- 7 法第 5 条第 1 項又は第 11 条第 2 項の規定により機構に売り渡された粗糖以外の指定糖又は異性化糖等については、当該指定糖について、関税定率法第 19 条第 1 項の規定によりその関税の払戻しが行われたとき及び同法第 13 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定

によりその関税が軽減され、又は免除される場合であって、同法第 13 条第 7 項又は第 19 条第 4 項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき並びに当該異性化糖等について、関税定率法第 19 条第 1 項の規定によりその関税が軽減され、又は免除される場合であって、同条第 4 項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったときは、当該指定糖又は異性化糖等に係る機構の買入契約が解除されることとなっており（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号）第 4 条及び第 17 条）、機構においてその事実を確認する必要があるので、税関においては次により処理するものとする。

(1) 指定糖について関税の払戻しを行った場合には、別紙様式 5 の輸入指定糖に係る関税の払戻し通知書を作成し、その都度これを機構本部宛て送付すること。

(2) 指定糖等又は異性化糖等について、関税の徴収が行われることとなった場合には、納税告知書を発給する際に、別紙様式 6 の輸入指定糖等に係る関税の徴収原因発生通知書を作成し、その都度、これを機構本部宛て送付すること。

（通関時又は通関後に疑義が生じた場合の対応）

8 通関時又は通関後に関税法第 70 条第 1 項の規定に基づく証明に係る手続に疑義が生じた場合、税関と機構が協議の上処理することとする。

別紙様式1

指定糖義務売渡し及び買戻し申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

通知者 住 所
(又は所在地)
氏 名
(又は名称)

申込者 住 所
(又は所在地)
氏 名 (印)
(又は名称)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により、輸入に係る指定糖を売渡し、かつ、買戻しなく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻し約款を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。

記

平均輸入価格	円	左の価格の 適用期間	月 日 から 月 日 まで	関税率 表番号	
種類	包装	混合糖の 砂糖含有率	%	売買数量 (輸入申告数量)	M/T
混合糖の砂糖 以外の糖の種類		混合糖に占める砂糖 以外の糖の割合	%	数 量 (砂糖含有量)	M/T
売 渡 価 額		買 戻 価 額		売 買 差 額	
単 価	金 額	単 価	金 額		
円	円	円	円	円	
輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)				輸入申告 年 月 日	平成 年 月 日
廠 置 場 所 (倉庫名)				保税地域 輸入年月日	平成 年 月 日
原産地	輸入申告 番 号			輸入申告者 住所氏名	
所 有 権 移 転 予 定 時 期	平成 年 月 日				

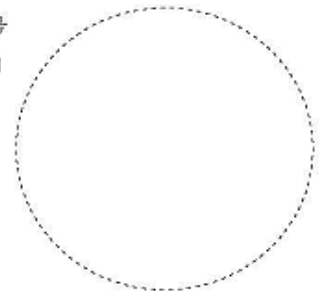
- 備 考 (記載注意) この申込書は2通を提出すること。
- ① 数量は、小数点M/T以下3位まで記入のこと。
 - ② %は売買数量の全体に占める割合を記入し、小数点以下第2位を四捨五入すること。
 - ③ 単価の円未満の端数は、四捨五入し、金額の円未満の端数は切り捨てること。
 - ④ 輸入申告者住所氏名は、申込者が輸入申告をする者でない場合のみ記載すること。
 - ⑤ 通知者は、申込者が農林水産大臣が定める数量の通知を受けた者と異なる場合に当該通知を受けた者を記載すること。

義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書

申込者 住 所
(又は所在地)
氏 名
(又は名称)

承諾番号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 (印)



上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻し約款の定めるところによる義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び買戻しの契約が成立しました。

輸入異性化糖等売渡し及び買戻し申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

申込者 住 所
(又は所在地)
氏 名 (印)
(又は名称)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により、輸入に係る輸入異性化糖等を売渡し、かつ、買戻しをたく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び輸入異性化糖等の買入れ及び買戻し約款を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。

記

異性化糖平均供給価格	円	左の価格の適用期間	月 日から 月 日まで	輸入申告数量 (実数量)	M/T
異性化糖標準価格	円	左の価格の適用期間	月 日から 月 日まで		
種類	包装	*混合異性化糖の異性化糖の含有率		%	売買数量 (乾物重量)
混合異性化糖の異性化糖以外の糖の種類		*混合異性化糖に占める異性化糖以外の糖の割合		%	標準異性化糖換算数量
売 渡 価 額		買 戻 価 額		売 買 差 額	
単 価	金 額	単 価	金 額		
円	円	円	円	円	
輸入申告をする税関名 (支署または出張所)		輸入申告 年 月 日	平成 年 月 日		
蔵 置 場 所 (所在地、倉庫名)		保税地域 搬入年月日	平成 年 月 日		
原産地	輸入申告 番 号	輸入申告者 住 所 氏 名			
所有権移転 予 定 時 期	平成 年 月 日				

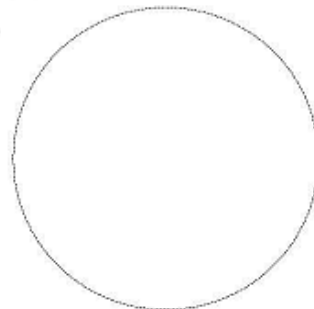
- 備 考 (記載注意) この申込書は2通を提出すること。
 ① 種類は、輸入異性化糖又は混合異性化糖の別を記載すること。
 ② 数量は、小数点M/T以下3位まで記入すること。
 ③ *欄は乾物重量に占める%を記入すること。
 ④ 単価の円未満の端数は四捨五入し、金額の円未満の端数は切り捨てること。
 ⑤ 輸入申告者住所氏名は、売渡申込者が輸入申告をする者でない場合のみ記載すること。

輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書

申込者 住 所
(又は所在地)
氏 名
(又は名称)

承諾番号
年 月 日

殿



独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 (印)

上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより輸入異性化糖等の買入れ及び買戻し約款の定めるところによる輸入異性化糖等の買入れ及び買戻しの契約が成立しました。

指定でん粉等義務売渡し及び買戻し申込書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿申込者 住 所
(又は所在地)
氏 名 (印)
(又は名称)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により、輸入に係る指定でん粉等を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し約款を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。

記

関税割当 証明書番号-1		関税割当 証明書番号-2		関税率表 番 号		用 途	
品 名		平均輸入 価 格	円	左の価格の適用期間		月 日 から 月 日まで	
売 買 数 量 (輸入申告数量)	売 渡 価 額		買 戻 価 額		売 買 差 額		
	単 価	金 額	単 価	金 額			
M/T	円	円	円	円	円		
輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)			輸入申告 予定年月日		平成	年	月 日
蔵 置 場 所 (所在地、倉庫名)			保 税 地 域 搬入年月日		平成	年	月 日
原産地		輸入申告 番 号		関税割当を受けた者(限定輸入申告者)及び当該物品の使用者の名称			
所 有 権 移 転 期 予 定 時 期	平成		年	月	日		

備 考
(記載注意)

この申込書は2通を提出すること。

- ① 数量は、小数点M/T以下3位まで記入のこと。
- ② 単価の円未満の端数は、四捨五入し、金額の円未満の端数は切り捨てること。
- ③ 関税割当を受けた者(限定輸入申告者)及び当該物品の使用者の名称は、申込者が関税割当の証明を受けていない場合のみ記載すること。

義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書

申込者 住 所
(又は所在地)
氏 名
(又は名称)承諾番号
年 月 日

殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長

(印)

上記申込書のとおり承諾します。この承諾書を交付することにより義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し約款の定めるところによる義務売渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

別紙様式4

連 絡 票

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

税 関

下記買入れ承諾書に係る指定糖等について、当関で輸入の検査を行ったところ、その輸入量が買入れ承諾書に記載された買入れ承諾数量を超過することが判明しましたので、連絡します。

記

- 1 買入れ承諾書の番号
- 2 買入れ承諾数量
- 3 輸入申告番号
- 4 税関検査により確認された輸入数量
- 5 超過数量

別紙様式5

輸入指定糖に係る関税の払戻し通知書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

税 関

下記輸入指定糖について、関税定率法第 19 条第 1 項の規定により、関税の払戻しが行われることとなったので、通知する。

記

輸入許可書の番号	輸入許可の年月日	関税の払戻しが行われる輸入指定糖の数量(kg)	輸 入 者	買入承諾書番号	関税の払戻し先

別紙様式6

輸入指定糖等に係る関税の徴収原因発生通知書

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

税 関

下記輸入指定糖等について、関税定率法第 12 条 7 項等の規定により、当該指定糖等の輸入の際に軽減又は免除を受けた関税の徴収が行われることとなったので通知する。

記

- 1 輸入許可書の番号及び輸入許可の年月日
- 2 用途外使用等があった年月日
- 3 関税の徴収が行われる根拠規定
- 4 関税の徴収が行われた指定糖等の数量
- 5 買入れ承諾書の番号